

ダウンロード違法化の対象範囲の見直しに関する論点について

1. 前回の小委員会における議論の概要及び本日の議題

- (1) 近年の海賊版サイトによる被害実態等を踏まえ、ダウンロード違法化の対象範囲を漫画等に拡大していく必要があることについては、共通認識が得られた。
- (2) 一方で、具体的な対象範囲については、多様な分野における海賊版被害や諸外国の取扱いを踏まえて著作物全般に拡大することを支持する意見が複数あったほか、音楽・映像以外の著作物の特性等を踏まえた慎重な検討が必要であるとの意見や、対象著作物や対象サイトを限定することについての提案もあった。
- (3) これらを踏まえ、本日の小委員会では、
 - ① 音楽・映像以外の著作物（静止画・テキスト等）の特性を確認した上で、
 - ② その特性を踏まえてどのような配慮が求められるか、具体的な対象範囲をどのように設定すべきかなどの点について議論をお願いしたい。

2. 音楽・映像以外の著作物（静止画・テキスト等）の特性

- (1) 創作の容易性やアップロードの容易性などを背景に、ブログやSNSを含めて、多様な場所に多様な違法ファイルが掲載されている可能性があり、一般のユーザーが気軽にダウンロードを行いやすい環境にある。
 - (2) 有償で販売するために作成されていない著作物も多いと考えられる。
 - (3) ファイル容量が小さく、瞬時にダウンロードが完了することから、ユーザーがダウンロードを手軽に行うことができ、思い留まる時間がない。
- (※) 上記のほかに、考慮しておくべき特性はあるか。

3. 上記のような特性を踏まえた配慮等

(1) 主観要件の設定（前提）

「事実を知りながら」という要件を維持しつつ、その要件が厳格に解釈される場合には、違法にアップロードされた著作物だとユーザーが確定的に知っている場合のみ、ダウンロードが違法となる（「違法だと当然に知っているべきだった」、「違法か適法か判断がつかなかった」等の場合には、ダウンロードは違法とならない）。

(2) 対象著作物・対象サイトによる限定の選択肢

前回の小委員会では、以下のように、対象著作物・対象サイトを限定することについても提案があったところ、これらをどのように考えるか。

①民事においても有償で提供・提示される著作物に限定する

〈趣旨〉

音楽・映像以外の著作物（静止画・テキスト等）については、有償で販売するために作成されていない著作物も多いと考えられることや、現に被害が顕在化・深刻化しているのは有償で提供・提示されている著作物であることを踏まえて、対象を限定する。

〈考えられる論点〉

- ・ 例えば、漫画についても、専用アプリで無償配信した一定期間経過後に、単行本として販売されるようなビジネスモデルも存在していることをどう考えるか。
- ・ 音楽・映像についても、無償で提供されている著作物（例：放送番組）は相当程度存在しているところ、音楽・映像以外の著作物との差異は、法的な取扱いに差を設けることを正当化できる程度のものと評価できるか。

②著作物の種類・分野を限定する

〈趣旨〉

全ての著作物について、現に被害が顕在化・深刻化しているという状況にはないことを踏まえて、対象を限定する。

〈考えられる論点〉

- ・ 漫画以外に、雑誌、書籍、論文、プログラムについても一定の被害実態が明らかとなっている中で、具体的にどのような線引きを行うことが想定され得るか。
- ・ 海賊版サイトは短期間で急成長する可能性があるところ、後追いの法整備によって、著作権者の利益を適切に保護することができるか（漫画のような事例を繰り返さないためにも、未然防止の観点も考慮した法整備が必要ではないか）。

(※) 現行法上、例えば、言語の著作物を「録音」する場合や、舞踏の著作物を「録画」する場合にはダウンロード違法化の対象となっており、必ずしも、対象著作物が音楽・映像に限定されているわけではない。

③いわゆる海賊版サイトからのダウンロードに限定する

〈趣旨〉

現に被害が顕在化・深刻化しているのは、いわゆる海賊版サイト（例えば、「主として著作権を侵害して送信可能化された著作物を掲載するウェブサイト」等）からのダウンロードであることを踏まえて、対象を限定する。

〈考えられる論点〉

- ・ リーチサイトの議論では、リンク情報の提供行為が「表現の自由」の対象となるものだということを前提に、緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して対応を検討していたところ、ダウンロード違法化について、同様の事情が認められるか。
- ・ 例えば、汎用的なストレージサービス（クラウドロッカー）などで、「違法な著作物が2～3割程度、適法な著作物が7～8割程度」といった状態があったとして、そこからの違法な著作物のダウンロードを違法化の対象外とすべき理由はあるか。また、P2Pによるファイル交換等には対応しなくて良いか。

（3）追加的な法的措置の要否及び内容

①措置の要否

- （ア）上記（2）の限定の選択肢は、いずれもユーザー保護の観点から、何らかの限定をすべきとの配慮に基づくものと考えられるが、違法にアップロードされた著作物だと確定的に知っている場合であっても、なおダウンロードを行うユーザーの保護が必要と考えられる事例はあるか。
- （イ）また、そのような場合におけるユーザーの行為（違法にアップロードされた著作物から積極的に便益を享受しようとする行為）を、著作権者の利益保護よりも優先する正当性はあるか。

②措置の内容

- （ア）仮に、正当性のあるユーザーの行為を違法化の対象から除外するという場合、どのような形で違法化の対象を限定することが望ましいか。
- （イ）また、そのような限定について、音楽・映像との取扱いの差異を合理的に説明することが可能か、公衆送信権の侵害が著作物の種類等を問わず同様に適用されることとの関係をどのように考えるか。
- （ウ）なお、仮に、「事実を知りながら」という要件が広く解され得ることが懸念の背景にあるのであれば、主観要件の規定の仕方を見直すことも含め、厳格な取扱いを担保するための方策を講ずるべきか。

（4）刑事罰の取扱い

- ① 音楽・映像については、違法化（民事措置）のみでは十分な効果が上がらないことを理由として刑事罰化が行われ、それによって一定の抑止効果が見られたところ、同様に、抑止効果を高める観点から刑事罰を科すべきかどうか。
- ② 音楽・映像についても検挙例はなく、刑事罰は、もっぱら抑止効果として機能しているのが現状であるところ、それをどのように評価するか。
- ③ 有償で提供・提示されたものに限定することを前提に、法定刑の水準は音楽・映像の場合と同水準とすべきか（法益侵害の程度について、漫画の一コマのダウンロード等の場合には音楽・映像と比べて軽微とも考えられるが、悪質な事例では音楽・映像と遜色がないものと評価されるか）。